

令和8年の年末調整改正と 新設の青色申告75万円控除の確認

年末調整の季節が近づいてきました。今年も変更があり、基礎控除の引き上げ等への対応が必要です。また令和9年分からは青色申告特別控除に75万円の区分が新設されます。今回はこの2つについて確認していきましょう。

迫る年末!!



年末調整 変更確認!!

- 基礎控除引き上げ
 - 給与所得控除引き上げ などなど
- 早めに確認を!

青色申告控除
75万円創設



早めに確認 & 準備をして
慌てずに
取り組み
ましょう!!

岩田 まり子
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携の(株)ライオン
橋パートナーズ代表取締役。大阪商工会
議所セミナー講師などを務める。



令和8年分の年末調整
主な改正点

1 基礎控除の引き上げ

令和8年度税制改正により、
合計所得金額に応じて基礎控除
額が左記(表1)のとおり引き
上げられました。

2 給与所得控除の最低保障額の
引き上げ

給与所得控除の最低保障額が
65万円から74万円に引き上げら
れました。これに伴い、「年末調

3 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引き上げに伴い、
扶養控除等の対象となる扶養親
族等の所得要件も左記(表2)

のとおり改正されました。

この改正により新たに扶養控
除等の対象となった親族につい
て適用を受けるには、「給与所得
者の扶養控除等(異動)申告書」
等の提出が必要となります。

4 生命保険料控除の特例の創設

年齢23歳未満の扶養親族を有
する場合に、令和8、9年分
の一般生命保険料控除(新契約)
の適用限度額は6万円(改正前
4万円)とされました。旧契約

(表1) 基礎控除の引き上げ

合計所得金額 (令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 ※3)	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後※1		改正前※1	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)		99万円※2	95万円※2	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)	104万円※2	62万円	88万円※2	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円※2	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円※2		63万円※2	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

(表2) 扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族等の区分	所得要件※1 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ※2)	
	改正後	改正前
● 扶養親族 ● 同一生計配偶者 ● ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
● 特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
● 配偶者特別控除の対象となる 配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
● 勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

以降、75万円・65万円・10万円
の3区分に再編されます。現行
の55万円控除は廃止され、
e-Taxによる申告を要件と
する65万円控除に一本化されま
す。単にe-Taxで申告して
いるだけでは65万円のままであ
り、75万円控除には帳簿の電子
保存に関する上乗せ要件が必要
です。

2 75万円控除の適用要件

- ① 複式簿記により記帳している
- ② 貸借対照表および損益計算書等を添付し、期限内に申告する
- ③ e-Taxにより電子申告を行う
- ④ 仕訳帳および総勘定元帳について「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存、または請求書等の電子取引データを一定の要件のもとで会計データに自動連携して保存している

まとめ

令和9年1月から優良な電子帳簿の要件を満たすためには、令和8年分に会計ソフトの選定と設定を終えておく必要があります。年末調整事務への対応と併せ、顧問税理士等に相談のうえ早めに準備を進めましょう。

優良な電子帳簿とは、訂正・削除履歴の確保、帳簿間の相互関連

(表1)

※1
所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円(改正前:58万円)に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

※2
62万円にそれぞれ42万円、5万円、37万円を加算した金額(改正前:58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

※3
改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※4
合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(表2)

※1
合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

※2
改正前および改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

表はいずれも国税庁「令和8年分
年末調整のしかた」を基に作成